

環境問題解決へ

「ISO環境配慮マニュアル」本格適用

今年度から

市では今年4月、「公共工事環境配慮マニュアル」と「契約事業環境配慮マニュアル」を作成し、今年度から本格適用しています。このマニュアルは、市民間企業などと契約して実行するさまざまな公共工事や委託業務に伴う環境問題の解決に取り組むためのもので、各事業の細部にわたり環境配慮事項を設定しています。

市は平成13年10月、環境マネジメントシステム規格ISO14001の認証を取得し、市役所組織を挙げて環境対策に継続的な努力を重ねていますが、職員が市の活動やサービスに関わる地球環境への影響軽減・改善に取り組むだけでは十分な環境対策にならないため、市との

●公共工事環境配慮マニュアル

「構想・計画編」と「設計・施工編」

公共工事の性質上、施工のかなり前から環境対策を考慮・実行する必要があります。環境配慮のため、17種類の公共工事に適

用することとして、それぞれに環境配慮事項を具体的に設定しています。例えば、「公園等整備・改修・施設設置工事」を行う際には、構想・計画時に「既存緑地の改変を最小限に抑える」など7項目の環境配慮事項を設定し、また、設計・施工時には「路盤材（公園内の歩道などに使用する材料）に再生砕石を使用する」など24項目の環境配慮事項を設定しています。

●契約事業環境配慮マニュアル

時間的段階設けず「計画・実施編」のみ

公共工事以外の18種類の契約事業に関する環境配慮事項を設けていますが、工事と異なり時間的段階を設けず、「計画・実施編」だけを設定しています。

務実施時の排出物の再資源化を検討する」など9項目を設定しています。なお「公共工事環境配慮マニュアル」に設定された環境配慮事項の総数は「構想・計画編」が73項目、「設計・施工編」が290項目で合計363項目、「契約事業環境配慮マニュアル」は合計100項目です。

生活・自然・地球にやさしい事業の実現

市との契約事業にご協力を

この環境配慮マニュアルは、今年度から本格適用に入りましたが、今年度は、公共工事とそれ以外の契約事業のどちらも、契約金額の高いものから順に半分の件数まで適用する予定で、具体的な適用予定件数は公共工事で58件、その他の契約事業が233件です。

市では、両環境配慮マニュアルに設定された環境配慮事項を実行することで、生活環境、地域の自然環境、地球環境にやさしい市役所事業の実現をめざしています。市と工事請負契約やその他の契約を締結する民間企業

廃棄物の焼却にご注意

煙や悪臭など生活に思いやりを

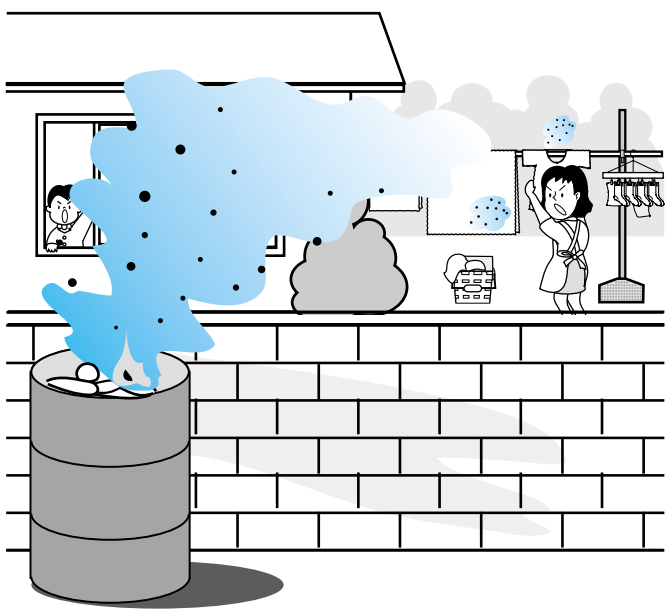
最近、廃棄物の焼却に対する苦情が多く寄せられています。その内容は、自宅に煙が入ってくる、悪臭がする、洗濯物に臭いがつく、灰が飛んでくるといったものです。

廃棄物の焼却行為については、廃棄物の処理および清掃に関する法律や神奈川県生活環境の保全等に関する条例により、一定の処理基準を満たしている焼却炉で焼却するものや、農業を営むためにやむを得ず行われる稲わらなど廃棄物の焼却、たき火など日常生活を営むうえで行われる焼却で軽微なもの、災害で生じた木くずの焼却など、やむを得ないものを除いては、禁止されています。

また、例外として認められる焼却行為であっても、煙や悪臭などにより周辺の生活環境に被害を与える影響があるものについては、禁止されています。事業所などから出る廃棄物は、適正に処理してください。また、家庭から出る燃えるごみ、剪定（せんてい）枝、草などは、ごみ集積場へ出してください。

また、住宅が密集してきています。一人ひとりが、お互いのことを考え、思いやりの気持ちを持って生活することが大切です。みなさんのご理解・ご協力をお願いします。

資源対策課（内54）、環境保全課（内531）



洗濯物にも「ごみ被害」お互いに気を付けましょう！

等のみならずには、契約の際に市の担当者から説明が行われますので、ご協力をお願いします。

環境配慮マニュアルの策定作業は、市役所の全部門から選出された19人の策定委員で構成された「公共工事・契約事業環境配慮マニュアル策定委員会」により、平成13年度から開始され、同年度末に素案が完成、翌年度の10月に初版を発行し、一部の公共工事と契約事業で試験適用を実施しました。

環境保全課（内538）

7月27日

「ふるさとまつり」会場で
模擬投票 ぜひご体験を

市長・市議選 電子投票 実施に向けて

市長・市議選

6月の第2回海老名市議会定例会で、電子投票に関する条例（海老名市議会の議員および海老名市長の選挙における電磁記録式投票機による投票に関する条例）が可決されました。

その結果、今年11月9日執行の市長・市議会議員選挙での、電子投票システムの導入が正式に決まりました。

電子投票の実施は全国で7番目、関東では初、人口10万人超の都市でも初となります。

電子投票は、従来の投票用紙の代わりに機械を使って投票を行うもので、とても簡単に投票することができます。

今後、一人でも多くの方に、模擬投票の体験をしていただく機会を設定します。

7月27日（日）の「えびなふるさとまつり」会場でも模擬投票の体験コーナーを設けますので、ぜひ一度ご体験をしてみてください。

選挙管理委員会事務局（内398）

市で「無線」インターネット接続サービス開始



市では、7月1日（火）から市役所1階ロビーで、無線LANによるインターネット接続サービスを開始します（写真）。

利用料金は無料ですが、事前に利用者登録が必要です。本人を確認する書類（運転免許証・社員証・学生証など）をお持ちの上、市役所5階・地域情報推

進課情報化推進担当までお越しください。

また、無線LAN規格IEEE802.11b (Wi-Fi) に準拠していますので、対応する無線LAN機器をご用意ください。市では、機器の貸し出しは行いません。

地域情報推進課（内424）